

第2次四国中央市自殺対策計画 概要

計画策定にあたって

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのないまち

【計画策定の根拠】

自殺対策基本法

※第13条第2項に基づき地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定する。

【他計画との関係】

国の自殺総合対策大綱、自殺対策関連計画など及び市の上位計画である第3次四国中央市総合計画、第3次四国中央市健康づくり計画等との整合性を図る。

【計画の期間】

令和7年度から令和12年度の6年間

※第3次健康づくり計画（R7年度からR18年度まで）の評価年との調整

四国中央市の現状

【自殺者数の推移】

1次計画策定年

年	平成 27年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
自殺者数(人)	16	11	13	11	14	16	18

【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

令和元年から令和5年までの年代別・男女別の状況では、年による変動はあるものの、男性は40歳代から60歳代、女性は60歳代以上の方の割合が多い状況となっている。

数値目標

令和12年の自殺死亡率を12.3以下とする

【国】自殺総合対策大綱 目標値

平成27年の自殺死亡率18.5→13.0以下（30%以上減少）

【市】四国中央市第2次自殺対策計画 目標値

平成27年の自殺死亡率17.6→12.3以下（30%以上減少）

※自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）

施策の推進方針

【基本方針】

- （1）生きることの包括的な支援として推進する
- （2）関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- （3）対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- （4）実践と啓発を両輪として推進する
- （5）関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- （6）自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する （追加）

【基本施策】（すべての自治体で取り組むことが望まれる施策）

- （1）地域におけるネットワークの強化
- （2）自殺対策を支える人材の育成
- （3）市民への啓発と周知
- （4）生きることの促進要因への支援
- （5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】（本市の実態により実施する施策）

- （1）若者を対象とした自殺対策 （追加）
- （2）高齢者を対象とした自殺対策
- （3）生活困窮者を対象とした自殺対策
- （4）勤務問題に関する自殺対策